

戦前戦後の民法改正過程に現われた家事審判制度

西原, 諄
九州大学法学部助手

<https://doi.org/10.15017/1557>

出版情報 : 法政研究. 34 (4), pp.111-145, 1968-03-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

戦前戦後の民法改正過程に現われた家事審判制度

西原 諄

目次

- 一、はしがき
- 二、戦前の明治民法改正過程における家事審判所設置の動向
 - (一) 臨時法制審議会諮問第一号(民法改正)に関する調査要目に現われた家事審判所設置の趣旨
 - (二) 臨時法制審議会総会での明治民法改正要綱(大正要綱)審議中に意図された家事審判所の任務
- 三、戦後の民法改正過程における家事審判所
 - (一) 司法法制審議会第二回総会における民法改正要綱審議の過程から
 - (二) 家事審判所から家庭裁判所へ
- 四、むすび

一、はしがき

家庭裁判所制度は、昭和二三年に家事審判所として発足以来、既に二〇年を経過している。これを制度としてみた場合、一応人的物的に完成された形をもち、理想的な家庭裁判所のように考えられる。しかし、実質的には、制度自体その機構や運用の面には、かなりの欠陥があることが指摘されている。^(一) 実務家や事件当事者からこれらの点について、不完全不徹底なものとして主張される。その原因はどこにあるのか明かにし、それにたいする改善を試みなければ

ばならない。しかし、そのことは、私の現在の段階では到底不可能である。だが、問題となっている司法機能とケースワーク機能の調和ということ、調査官・医務室の設置、調査官・調停委員がケースワーカーであること、履行確保制度の導入、家事相談業務等が、家事審判法一条の目的に従った事件処理のために、非常応急的な手段として、単発的に採用されたと考えられる故に、まず家事審判法一条は、いかなる意味をもったものとして登場してきたかを明らかにすることが必要であるように思われる。このことが、この制度の欠陥の解明に一面から役立つのではあるまいか。

そこで、本稿では、家事審判所設置が問題となった戦前戦後の民法改正の過程を通じて、家事審判所に担わされた役割は何であったかを考察することとする。

(一) 西原諄「アメリカ家庭裁判所の史的発展」(九大法学一七号五二―三頁)に大雑把な指摘をした。また詳細は、順孝一・湯沢雅彦「家庭裁判所の現実」(現代法5現代の裁判)に述べられているが、本稿では紙面の都合もあり省略する。

二、戦前の明治民法改正過程における家事審判所設置の動向

家事審判所設立の動きは、大正六年九月に設置された臨時教育会議での国民教育(学校教育と社会教育)による家族制度の維持強化についての議論の中に発生してきた。ここでは、民法規定が教科書と食い違い、当時の支配階級が要求していた家族制度の機能(血族団体、家団、戸籍としての機能)とのずれについて論じられ、支配階級の要求するところに応じた民法の改正を要求するものであった。この民法上の家族制度にたいする不満は、いうまでもなく、明治民法親族編相統編、すなわち、家族制度をめぐる法典論争にまで遡るのである。しかしとりわけ、大正六年の口

シア革命の成功が、当時抬頭しつつあった社会主義思想の興隆に拍車をかけ、個人主義原理の下で繁栄してきた資本主義経済は、第一次大戦後の瀾熟により、一方では富の集中、他方では失業と貧富の差が著しく、その結果、労働争議の急増、米騒動、それに引き続いて生じた炭鉱その他の労働者の闘争的組合活動への動き、また、少年犯罪の増大や、民主主義思想の成長による女子の独立と、それに伴う離婚の増加、家父長的家族制度の崩壊に、支配階級が脅威を感じたのである。その対抗策の一環として、教育制度、教育内容の再検討、民法改正が問題化され、^(一)暗黙のうちに家事審判所設置も予定されていたのである。すなわちそれは、大正七年の臨時教育審議会の建議にもとずくその実行方法一〇項目の中、「法律制度ノ我カ国俗ニ副ハサルモノハ之ヲ改正スヘキコト」「我カ国固有ノ淳風美俗ヲ維持スル為メ必要ナル施設ヲナスコト」の中に汲みとることができる。また、明治維新後の天皇を頂点とする絶対主義国家の資本主義の発展と、それに伴う戦争による社会構造の変化や、自由主義、個人主義、社会主義思想により、従来の義務にたいする権利を伴なわない協同体的関係が崩壊したため、国民の権利義務意識の高揚をおさえる対策として、家族主義国家観の普及とともに、大正一〇年頃より各種調停制度が採用されてゆくのである。^(二)

(一)、臨時法制審議会諮問第一号（民法改正）に関する調査要目に現われた家事審判所設置の趣旨

前述の如く、家事審判所設置は、臨時教育会議の建議案に基づく民法親族編相続編の改正と平行して行なわれる。大正八年、司法制度を調査審議する目的で内閣に臨時法制審議会が設けられ、明治民法改正の審議中、内閣総理大臣より諮問第一号議案「政府ハ民法ノ規定中我邦古来の淳風美俗ニ副ハサルモノアリト認ム。之ガ改正ノ要綱如何」がその出発点となる。当初における民法改正は、皇道を振起し国運の進展を期するための「我国古来ノ淳風美俗」の維持ということであって、正しく封建武家社会における家族制度の崩壊過程の中で建て直しを旨とするという意味であ

たろう。しかし、臨時法制審議会第二回總會（大正八年一〇月）における諮問第一号についての司法次官鈴木喜三郎の説明によれば、「民法ノ規定中ニ於キマシテ、我國古来ノ淳風美俗ニ添ハナイ所ノモノガアルト思フニ依ツテ、如何ニ之ヲ改正スベキヤト云ウコト」であり、「我國古来ノ淳風美俗」という言葉は甚だ漠然としているが、「要スルニ此淳風美俗ト申シマスルノハ、他ノ言葉で申シマスレバ、所謂父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和スルト云フコトノ主義ニ外ナラヌ」。しかし、「古来ノ我國ノ家族制度ニ於キマシテ、唯今申上ゲマシタル所ノ主義方針ヲ馴致シ来ツタノデゴザイマスル。即チ昔アツタ事柄悉クヲ今ニ於テ復古セシムルト云ウ趣意デハナイノデ時勢ニ順応シテ世ノ進歩ヲ妨ゲルヤウナコトガアツテハナラヌ」のであつた。そして「要スルニ此家ト云ウモノノ組織ヲ堅実ニスル」ということであり、家というものは、「民法上……實質ト云ウヨリハ寧ろ形式デ、家ト云ウ觀念ガ出来テ居ルヤウニ思ヘル……即チ戸主權行使ノ範圍トシテ論ズベキ家ト云ウモノガ、或ハ広ク或ハ狭ク如何ニモ内容ニ於キマシテ堅実ヲ欠イテ居ルヤウニ思フ」から、「其家ノ組織ト云ウモノヲ堅実ニスル。サウシテ父子兄弟ノ間ニ一家団欒ノ幸福ヲ得セシムルト云ウ建前ニ立法スル方ガ適當デハアルマイカ」というものであつた。^(三)

この諮問第一号に関連して、家産制度、人事審判調停、後見裁判所等に関する外国の立法学説等を調査し、「故奥田博士民法中改正意見要旨及諮問第一号に関する調査要目」^(四)にしたがって審議が進められる。民法改正や家事審判所の機能が考えられていく調査要目の基本的態度は、諮問第一号についての司法次官の説明の趣旨と同じであるが、次のようなものであつた。

我邦古来ノ淳風美俗トハ要スルニ我邦ノ家族制度ニ於ケル醇美ノ風敦厚ノ俗ヲ指称スルニ外ナラス 然ルニ古来ノ家族制度ニ関スル法制並ニ風習ハ必スシモ総テ之ヲ淳風美俗ト称スルヲ得サルハ勿論ニシテ又或ハ既往ニ正当ニシテ将来ニ適応セサルモノ亦尠カラザルヘシ 蓋之我邦ノ制度ニシテ之ヲ将来ニ維持スルコトヲ要スルモノハ家ノ組

織ヲ堅実ニシ以テ一家ヲシテ親密ニシテ平和正当ニシテ公平ナル共同生活ヲ為スコトヲ得シムルノ一点ニ在リ、故ニ此意義ニ於テ健全ナル家族制度ヲ保持シ之ヲ助長スルニ付民法ノ規定ニ欠クル所アリトセハ其ノ改正ヲ必要トスルハ言フ俟タサル所ニシテ 而テ 民法改正ノ要綱ヲ定ムルニ付テハ 左ノ三点ニ留意スルコトヲ要ス。

一、家族制度ハ其ノ健全ナル実質ヲ維持スルニ力メ意義ナキ形式ニ陥ラシメザルコト 二、古来ノ家族制度ノ弊害ヲ除去スルコト亦家族制度維持ノ重要ナル一手段ナルコト 三、人事ニ関スル法規ハ之ヲ厳正ナル法律觀念ニ止メス道義ノ觀念ニ基キテ之ヲ定ムヘク而カモ法規ハ如何ナル程度ニ於テ徳義ヲ助長シ人情ヲ涵養スルコトヲ得ヘキヤハ深ク之ヲ顧慮スルコト^(五)

ここでの「我国古来ノ淳風美俗」ということは、家族制度ということであり、横の関係だけでなく縦に続く生活関係を堅実にするということであろう。しかし、明治民法の家族制度は甚だ形式的な点が多く、堅実な実質的共同生活という点が欠けているので、この点を補わなければならないが、一家の内部で従来ノ家族制度のように唯戸主一人が權威を振り廻し、他の家族の人格を無視するというようなことは制度とすべきではないということである。したがって、一家の共同生活も、親密平和、正当公平、人格尊重の上でのものとすべく、これに害を及ぼす点を改正し、法と道德の分離をはかるというのが諮問の趣旨であるとされたのである。^(六)

この調査要目の第六が家事審判所設置に関するものであり、

人事ニ関スル事件ノ裁断ハ民事訴訟ノ原則ニ從ヒテ之ヲ審判スルハ現行法ノ主義トスル所ナリト雖、訴訟ノ形式ニ於テ此種ノ事件ヲ裁判スル国情ニ鑑ミ果シテ適當ナルヤ 寧口温情ヲ本トシ道義ノ觀念ニ基キ穩健ナル斯法ノ運用ヲ図ル為 家庭審判所ヲ設置シ之ヲシテ人事ニ関スル事項ノ審判調停ヲ為サシムルヲ可トセザルヤ

というものである。^(七)この問題は、親族会組織の濫用、決議の不履行、自治能力の欠如が目立ったことから、親族会の

問題を國家の監督下に置く必要があったということが動機になっているようである。^(八)しかし、この家事審判所設置の問題は、直接的には調査要目作成の段階で、穂積重遠、山内確三郎の兩幹事の間で自発的に偶然に起つて来たようである。この幹事の説明によれば、当時人事訴訟手続法の下におかれていた人事事件は、和解あるいは仲裁による解決が必要かつ可能であり、また妥当である故に、そのための組織を作るということであつた。すなわち、人事訴訟手続法では職権探知主義を採用してはいるものの実際にはほとんど活用されておらず、また非訟事件手続法は、不完全不徹底で非常に訴訟に類似している。そこで非訟事件として徹底した職権探知主義の下で、訴訟によらず、和解、仲裁により一家一個人の利益を図ると共に、婚姻制度の尊嚴を維持するということを中心として考慮するということ等、以上のようなことが幹事たちの間での家事審判所設置の趣旨であつた。^(九)この段階では、穂積博士が示している近代的趣旨への反論は現われていない。この明治民法改正に関する調査要目の審議にあつた主査委員会の段階においては、家事審判所の具体的組織構造、管轄事項、手続等については、まだ漠然としたものであつたが、穂積、山内兩幹事の間で考えられていたところは、大凡次のようなことであつた。

判事その他の職員―判事には特に家事事件取扱に適した人物を採用すること。採用方法、養成方法を別に考慮すること。他の職員としては、土地の有力者を加えることも検討する。つまり、調停委員をこのような人達から選任することを予定していたと考えられる。^(一〇)

管轄事項―審判所の裁断を要すると考えられるすべての事項に及ぼす計画であつた。したがって、当事者間で争いになっている事項のみならず、争いはなく既に当事者間の承諾により異議のない場合でも、その承諾についての相当の事由の存否を訴訟の形式によらず、穏やかな方法で解決することを要する事項にも及ぶとする。^(一一)また申立の範囲外の点についても介入するという方針であつた。^(一二)

調停不調の場合―直ちに司法裁判所に移送するのではなく、なるべく審判所で片付くようにする方針であり、審判所の不当な処置に対する救済手段は、理想としては、やはり審判的手続にするのが妥当であろうというものであった。^(一四)

以上の如く、この段階では、人事問題の紛争が生じた場合に、気軽に相談出来るような特別な組織を作ろうというにすぎない漠然とした方針が考えられていたにとどまる。そしてこの調査要目の他の事項について審議中に家事審判所の問題がたびたび起り、主に調停によって処理する機関について、別に切り離して議題とされることになるのである。^(一五)

この明治民法改正に関する調査要目が出されて後、大正九年頃アメリカで発展の途上にある独立した少年裁判所、家事関係裁判所、家庭裁判所の必要性、その理念、手続、組織権限等についての研究紹介がなされる。^(一六) 我国でも穂積重遠博士により、夫婦親子を中心とする婚姻家族と個人の利益をはかり、婚姻の尊厳の維持を目的として、特に裁判所の簡易化が主張される。^(一七) そして家事審判所は、主に扶養料の請求を取扱うアメリカの Family Court よりも権限が広く、真に Family Court の名にふさわしいものとすべきことが主張されたのである。^(一八)

かようにして大正一〇年七月の主査委員会で「家庭ニ関スル事ニ付、家事審判所ヲ設ケ専ラ訴訟ノ形式ニ依ラズ温情ヲ本トシ道義ノ觀念ニ基キテ争議ノ調停及審判ヲ為サシムルコトヲ以テ、我邦ノ淳風美俗ニ合スルモノト認メ審判所ノ組織権限並ヒニ調停審判ノ手続及効力等ニ付別冊ノ如ク其ノ綱領ヲ定ムベキモノト議決セリ」として、「家事審判ニ関スル綱領」一一項目を議決した。これらについて審議の結果、大正一一年六月、内閣総理大臣において「道義ニ基ツキ温情ヲ以テ家庭ニ関スル事項ヲ解決スル為ノ特別ノ制度ヲ設クルコト」を答申した。この答申に基づき「家事審判ニ関スル綱領」等具体案審議のため、司法省内に「家事審判ニ関スル法律調査委員会」が設けられ、大正一三年一

二月から翌年七月にいたるまで一〇回にわたって審議された。^(一九)

(二) 臨時法制審議會総会での明治民法改正要綱（大正要綱）審議中に意図された家事審判所の任務

民法改正の過程で、淳風美俗ということの意味内容が変化してくることを述べたが、これは、多くの法曹によって明治民法の非近代性と非合理性が批判され、より近代化すべしという論議がなされたばかりでなく、判例においても夫婦平等、戸主権濫用等のものが存在していたということにあるようである。^(二〇) それはとりもなおさず、現実の社会情勢では、職業選択の自由による都市への人口集中や、婿養子縁組の減少等による封建社会の基盤であった家族制度の解体と、資本主義の発達、西欧文化の輸入に伴う近代思想の普及のために、従来の儒教精神に基づく国家主義イデオロギーだけでは支配者が意図した結果は得られず、むしろあまりの隔りのためにかえってより一層の矛盾を生じ、国民の混乱をきたすということが考えられたようである。そこで、このようなことを妨ぐという方向で明治民法改正要綱案が作成され、更に大正一四年一月から六月までの臨時法制審議會総会における審議過程では、穂積重遠、美濃部達吉博士らによって、より進歩的な主張がなされるのである。これによって明治民法改正要綱も、家族制度の構想をとりながら、よほど近代的市民法原理を含んだものとしてできあがる。しかし、これも何らの抵抗もなかったわけではない。すなわち、進歩的見解に対する保守的見解の抵抗がかなりみられるのである。^(二一) この進歩的見解と保守的見解の攻防の間に家事審判所の役割が示されているように考えられる。そこで、「民法親族編改正ノ要綱案」をめぐる論争を通じ、それが「民法親族編改正案」や、昭和一六年八月整理されたが未公開の「人事法案（仮称）」中に、如何なる形で、如何なる意味を持たせられて家事審判所の権限に委ねられたか、若干の例をあげてみよう。

婚姻の同意^(二二)——改正要綱案審議中に、親子間においては何才にならうとも親の意思を尊重するということが淳風美

俗であり、したがって婚姻の同意も何才にならうとも必要であって、趣旨貫徹のためには制裁もやむをえないというのが保守的見解であった。^(二三)これに反して、美濃部、穂積、仁井田博士らは、法と道徳の分離を説き、婚姻の際の父母の同意は道徳に任せるべきで、これを法で要求することは実益もなく理想にも反し、婚姻の重大性、独立性、人格尊重という点からは、同意を要するとしても弱年者の無分別に多少のコントロールを加えるという弱年者保護の程度にとどめるべきであることを主張したのである。^(二四)しかし、この進歩的見解は入れられなかった。それは父母、祖父母の同意ということに直系血族の尊重と子の保護の意味をもたせ、しかも、この同意は正当な理由なく拒みえないのであって（正当か否かは一般社会通念にしたがって家事審判所の判断にかからしめる）、同意なくして婚姻することは可能であるが、ただ軽い制裁を課されるにすぎないということと適当な解決がはかられるとする松本丞治の説明により、^(二五)保守論者の主張が通ってしまった。そして父母が同意しない場合に、家事審判所の許可を受けて婚姻をなしうる途を考えるべきだという主張に対しては、同意なくして婚姻することができるし、婚姻すれば不利な効果である制裁を受けることができるということから、同意にかわる許可による婚姻は認めないとされた。^(二六)その結果、（註二二）に示したような改正要綱ができあがった。ところが民法親族編改正案、人事法案においては、一応何才であろうとも父母あるいは祖父母の同意を要することとなった（改正案七七二条一項二項、人事法案五六条一項）が、父母、祖父母が正当な理由なく婚姻に同意しないときは、審判所の許可を得て婚姻をなしうる（改正案七七二条四項、人事法案五六条二項）こととしたことは、父母の権利濫用の防止と婚姻当事者の意思の尊重をはかっているように思われる。その場合の制裁として、同意権者に扶養義務免除の請求を可能にしているがこれも審判所の許可にかからしめ（改正案九五七条、人事法案二二六条）更に、戸主の同意を欠いた者の離籍、復籍拒絶を認めるが、この点においても審判所の許可を要するとし（改正案七五〇条二項、七五〇条ノ二、人事法案二九条二項、三〇条）、父母祖父母、戸主の権限行使につき、その濫用の防止をはか

っている。また人事法案においては、未成年者の同意を欠く婚姻については、一応同意権者の取消権を認めるが、審判所に裁量権を与え、一切の事情を斟酌して相当と認めるときは請求を却下することができる余地を残している点にも家事審判所の機能がうかがえる（人事法案六五条二項による三九条三項の準用）。

離婚原因^(二七)——改正要綱立案者は、離婚原因についての文言を明治民法よりも抽象化した。これは実際問題として離婚不必要と思われる場合でも、法定事由が存在することを理由に離婚せしめ、離婚を認めるべき場合に法定事由不存在の理由で認めないという不都合を是正するということと、明治民法では「妻の重婚姦通」が離婚原因になるに反し、夫は「姦淫罪による処罰」が離婚原因になるにすぎないという不平等を、「妻の不貞行為」「夫の著しい不行跡」とすることにより是正しようとしたようである。^(二八)この点保守的論者は、妻に離婚請求権を与えることがそもそも東洋の慣習たる夫唱婦随にさからい淳風美俗に反するとする。更に、改正要綱が進歩的見解通り、離婚原因規定の抽象化により夫婦間の離婚について実質的平等をはかろうとしたのに対しては、保守的論者は、単に条文の美化にすぎないとし、「妻の不貞行為」と「夫の著しい不行跡」を「妻の姦通」と「夫の姦淫罪による処罰」に限定して考えることを固執したのである。^(二九)このように保守的論者は、夫と妻との関係について、妻の人格無視を通じて夫への妻の隷属をはかろうとしたのである。^(三〇)これに対して進歩的論者は、この問題に正面から論駁することを避け、特定の列挙事由の有無のみにより離婚を決定すべきでない故、この点に裁量の余地を与える意味で相対的離婚原因を認めるとし、保守派の主張するところは婚姻を継続しがたい重大な事由であるか否かという点で、審判所が適宜判断すべき点として、法文から妻の人格無視に連がる明文規定を排除したのである。これは当時すでに夫の横暴に対する妻の人格尊重の観点から、判例上も夫婦間の相互誠実義務を認める気運にあった（大刑・大正一五・七・一〇、刑集三一八頁）ということや、穂積博士の人格尊重に基づく主張及び破綻主義としての精神病離婚をも含めた当時の主張が大いに影響したと思われる

る。注目すべきは、破綻主義離婚を認めて一切の事情を斟酌して判断することとしたためか、離縁と共に訴訟手続によることを避け、審判離婚とされている（改正案八一三条、人事法案八九条）。

扶養義務^(三〇)——明治民法の扶養義務に関する規定は、直系尊属、直系卑属、配偶者、兄弟姉妹などの間に私的扶養の順序を定めていたために、夫婦親子の集団における扶養と、その他の親族集団における扶養は、質的に差異のないものであったために、^(三一)都市に集中しつつあり、しかも小家族化の傾向をもつ家族形態にとっては、各々の具体的な場合に適切でなかった。また法律により扶養の権利義務を与え、扶養されて扶養権利者、扶養して扶養義務者とするのは、淳風美俗に反するという保守主義論者からの反撥があった。そこでこの点を改め、かつ、夫婦親子中心の小家族化しつつある家族形態に適した扶養をさせるために、改正要綱では、法律では大綱を示すにとどめ、家事審判所の自由裁量によって適当な措置をとらせることにしたと思われる。^(三二)その結果、戸主の居所指定に従わなかったり、同意なくして婚姻した者やその他重大な事由がある場合の戸主の扶養免除を審判所の許可にかからしめる（改正案九五六・九五七条、九五七条ノ二、人事法案二一五—二七条）ことによって、戸主の自己本位なやり方を防止し、家族の適切な保護をはかろうとしていると考えられる。そして扶養は、扶養を受けるべき者が、自己の資産又は労務によって生活することができず、また自己の資産で教育を受けることができない場合に限りなされ、その扶養の程度、方法は、当事者間の協議により定めるが、協議が調はないときは、扶養を受けるべき者の需要と、扶養をなすべき者の身分、資力について一切の事情を考慮したうえ、審判所が定めることとしている（改正案九五九—九六一条、人事法案二一八条）。しかも人事法案においては、事情が変更すれば、扶養の程度、方法、順序についての更変、取消をなしうるとしている（二二〇条、二二〇条ノ二）。ここにも事件の個別的具体的処理という面がうかがえる。

親権喪失^(三三)——この問題は明治民法では、親権濫用、著しい不行跡の場合に限り請求権者の請求によって裁判所が喪

失を認めているが（八九六条）、子の利益を十分に保護するためにも、もっと喪失とされる事由を拡張しなければならぬとされ、この点について権利義務の争いとせず、個々の場合に十分実際の事情を観察して適宜な判断をなすべきであり、喪失とするか否かは審判所に任せるのが適當であるという見解^(三四)により、家事審判所の権限に委ねられた。これにたいして、親権は家の淳風美俗の点で非常に重大な権利であるから、この喪失を裁判所から審判所へ移すということは親権の軽視である故、裁判所の権限ともすべきだとの主張^(三五)がなされた。しかし子の保護のために、とかく親権行使という形で親が得手勝手な行為をすることを防止するためには、広い裁量的判断を要するところから、父又は母が親権を濫用し又は著しく不行跡となるとき、その他父又は母に親権を行はしむべからざる重大な事由あるときについて、親権喪失宣告をすることができることとした（改正案八九六条、人事法案一六二条）。また同じ趣旨から親権を行う父又は母が管理の失当に依って、その子の財産を危くしたときにも管理権喪失の宣告をすることができることになっている（改正案八九七条、人事法案一六三条）。

親族会の構成と決議^(三六)——明治民法は親族会員の招集、選定を裁判所にまかせていた（九四四・九四五条）。その結果は実際に適合しない場合が多く、親族がない場合に初めて縁故者が親族会員に選定されてよいはずであるがそうではなく、また何ら縁故のない者が縁故者として選定されさえするというように、濫用されているのが実情であった。そこで利害関係人による無能力者のためにする親族会の招集は、審判所の許可にかからしめ（改正案九四四条二項但書、人事法案一九九条二項但書）しかも親族会員の選定にあたっては、主なる親族又は縁故者に協議せしめ、その結果、親族及縁故者の範圍、その他一切の事情を斟酌して審判所が親族会員の選定を為すことにしている（改正案九四五条ノ二、人事法案二〇一条）。しかしその選定の対象になる者は、親族、招集請求権者、その家にある縁故ある者とされる点で、縁故者に平等な会員資格を与えている（改正案二四五条三項、二〇〇条三項）が、選定を審判所の権限にかからし

めることにより、親族会の濫用がなされないよう監督をすることになっている。親族会の決議については、改正要綱審議中に次のような考えが出された。すなわち、実際問題として親族会の決議は、民法上認められない書面表決が非常に多いのでこれを認め、しかも決議をしたが実行されないということも多いため、その実行を期する目的で審判所に決議を報告せしめ、また親族会が決議をすることができない場合には、明治民法は決議に代わる裁判を請求しうることとなっていた（九五二条）のを審判によるべきことが主張され、更に決議なしうるにもかかわらずしない場合にも適用を広めるべきとされたのである。その結果、親族会員は書面によって表決を為すことができることを認めるが、ただその表決は全会員一致の場合に限り効力を有するものとし（改正案九四七条三項、人事法案二〇五条三項）、その決議は審判所に報告されることを義務づけた（改正案九五〇条）。後見の事務が審判所の監督に属し、審判所は何時でも職権を以て後見の事務に付き報告を徴し、検査を行ない、其他監督に必要な処分を為すことができるという改正案九一七条の規定を準用し（改正案九五〇条二項）、親族会の決議が不当であるか又はその手続が違法であるときは、親族会招集権者の請求により協議をなさしめることができる（改正案九五一条）とする。この点人事法案では、親族会は審判所の監督に属すこととし（二〇条）、親族会が不当であるかその手続が違法であるときは、招集権者は決議の日より一ヶ月以内に取消を請求しうる（二〇九条一項）とするが、その際、審判所は一切の事情を斟酌して相当と認めるときは審判所は請求を却下しうるものとしている（二〇九条二項による三九条三項の準用）。また、親族会を招集するのに困難な事情があるとき、又は親族会が決議を為さずまたは為すことができないときは、審判所は招集権者の請求により、たまは職権で親族会の決議に代わるべき審判を為すことができる（改正案九五二条、人事法案二二一条）こととした。

このように家事審判所には、一部の親族関係者の権利濫用を防止せしめ、親族会の問題について全面的に監督せし

めることによって後見的役割を課し、改正案九五〇条二項による九一七条の準用が、親族会決議の施行についてその監視督促をなすという点まで含むとすれば、After Care まで予定されていたと考えられるのである。

これら以外に、離婚による扶養義務、妻の法律行為についての夫の同意、離婚復籍、分家、廃絶家再興、後見監督人及後見事務の監督等についても家事審判所に関する点がよく示されている。

以上の諸点より家事審判所の設置をみるならば、次のように云うことができよう。すなわち、明治民法の改正を通じて親族法相続法をより家父長制的にしようとする保守的論者と、社会の現実の必要から小家族化しつつある多少とも個人主義的近代の家族形態を維持増強しようとする進歩的論者の間で、家事審判所をしばしば後者が前者に譲歩せしめて妥協させるための道具にしたといえる。つまり、個人主義的進歩的論者は、大正要綱審議中に保守的家族制度論者と論争になった点やなりそうな点（主として、戸主対家族、夫対妻、親対子の関係）について、審判所に適宜裁量する余地を与えるという形で、家父長的淳風美俗論者の主張をいれたかにみせ、あるいはその主張を回避する。これによって身分関係を民法上に比較的近代的な権利義務関係として規定し、戸主権、夫権の縮少と濫用防止並びに親権の近代化をはかる等、実質的になるべく家族制度の骨抜きをはかるという役割を家事審判所に負わせたといつてよいのではなからうか。^(三七) その結果、明治末期よりの家族形態の小規模化の傾向を是認しつつ、この小家族的家族形態の特質に^(三八) 適応すべき新たな規範を徹底的に考察しなかった中途半端なものであるという批判はなされるが、かなり進歩的要素の多い「民法親族編中改正ノ要綱」「民法相続編中改正ノ要綱」「民法親族編改正案」「民法相続編改正案」「人事法案(仮称)」ができあがる。この改正案、人事法案中には家事審判所の管轄に属する事項が規定されていたのであるが、太平洋戦争勃発により、そのままになってしまったのである。

- (一) 磯野誠一「明治民法の変遷」（家族問題と家族法Ⅰ）三五二―三、三五六―八頁、同「民法改正」（日本近代法発達史Ⅱ）二七二―三頁。川島武宜「穂積重遠博士の家族制度観」（家族法の諸問題）四二三、四二五頁、同「家族と法」（現代家族講座Ⅰ）一四二頁、同「日本社会の家族的構成」七一―五頁、明治文化史4・思想言論編三五八―九、三七二頁、星野通「明治民法編纂史研究」二〇四―五頁、藤井健治郎「国民教育と家族制度」一八一―二七頁・奥田義人・同・六五、七一、八五―七頁、三輪田元道・同・八四頁、井上哲次郎・同・一〇三―四頁等参照。
- (二) 川島「権利の体系」（私法五号）四四頁以下、磯野「明治民法の変遷」三六〇頁、明治文化史4三六一―三頁参照。
- (三) 臨時法制審議会総会議事速記録三―四頁。
- (四) 沼正也・升本喜兵衛「学説判例総覧親族編上」二三頁。幹事会で作成された「民法調査要目」を主査委員会で審議中に臨時法制審議会設置前に奥田義人博士が執筆していた「民法中改正ニ関スル意見ノ要旨」をあわせて審議することとなり、その結果できあがったものである。
- (五) 沼・升本・前掲・二四頁。
- (六) 同・四五―六頁、穂積重遠「親族法」七七―八頁。
- (七) 沼・升本・前掲・七六頁。
- (八) 我妻栄「家の制度」一九九、二〇〇、二八四頁、臨時法制審議会では、親族間の関係はできるだけ親族の自治に任せ、裁判所、審判所等の国家機関が之に干渉することはできるだけ避けられた方が親族間の平和を保つ上に適当であるという美濃部博士の見解もあったが（速記録一七七頁）、社会の実情から、親族会の問題を国家の監督に移し、しかも特別の制度を創設し、「監督」から「協調和合の相談相手」たらしめるということであった。この場合、そこにはたらく精神が問題であるが、一応漠然とした家事審判所の機能とその方向づけがうかがえる。
- (九) 沼・升本・前掲・七八―八一、八九頁。
- (一〇) 山内幹事発言、判事の資格については、この時アメリカの幼年裁判所の判事にたいして考えられているところを予定していたようである。具体的に如何なる点について資格を持っている者を採用するかという点についての方向づけはなされていない。しかし、穂積博士が家事審判所をアメリカの少年裁判所のように、病院のようなものにするということを考えていたところからみれば、アメリカの家庭裁判所の裁判官に要求されているように、家事事件取扱の職務に対する特殊な

資格を要求すべきことが脳裡にあったように思われる。つまり、司法機能のほかに、事件の診断治療というケースワーク活動についての知識をもつ指揮官ということであろうか。沼・升本・前掲・七七、七九頁参照。しかし、判事以外の職員については、家事事件取扱の専門職員という考えは、なされていなかったようである。このことは、「家事審判ニ関スル法律調査委員会」で、調査官設置については参与員を置くことになったため、調査官は置かないことになったという中によみとることができる。家庭局「家事審判所設置に関する調査の沿革」(家裁資料一三号)五〇頁。

(一一) 山内幹事発言(沼・升本・前掲・八三、八五頁)、合意に相当する審判事項と考えてよからう。このような観点からであろうか、現在人事訴訟事件となっている事件が人事法案においては家事審判所の管轄事項とされている(人事法案六〇条ノ二)婚姻無効の確認、確認請求があっても婚姻後の状況、その他一切の事情を斟酌して婚姻の無効を確認することを著しく不適当なりと認めるときは、請求を却下しう。六一・六五・六七条ノ婚姻取消の請求。九七条ノ嫡出否認の請求。

一〇五・一〇六条ノ認知の無効、取消。一三一―五条、一三七条ノ三―縁組の取消請求。一二九条ノ縁組無効確認)。更に、家庭裁判所の管轄権について重大な問題としてあげられる離婚について、人事法案ではこれを離婚とともに審判事項とし(八九・一四二条)人事訴訟事件となしていない。これは穂積博士の主張(速記録・一三一―二頁)によって、離婚について破綻主義、目的主義の導入がはかられ、これによって、絶大な裁量の余地を審判官に与えることになった。このことにより離婚請求は婚姻関係破綻の確認を求めると考えられたようである。現行民法七七〇条を破綻主義の宣言であると解釈すれば、これを審判に委ねることも可能であろう。乙類審判手続にすべきであるという主張もきかれる。細江秀雄「家庭裁判所・家事審判制度」(ジュリスト三六一号)一八〇頁等。

(一二) 穂積博士は民法改正要綱審議中に家事審判所について、家事審判所というものは、民法等に規定していない事柄であっても、それが一家の間で悶着の原因になっているときは、仲裁、調停をすることにすべきであり、したがって審判よりも調停により当事者を納得させ、審判所と一緒に事を決めるのが穏当であるとし、家事関係についての問題は、一応家事審判所の管轄にすることが妥当であるとすようである。速記録二五九頁、沼・升本・前掲・八〇頁。

(一三) 山内・穂積発言、沼・升本・前掲・七八―九頁。

(一四) 山内発言、同・八三頁。

(一五) 速記録・一六頁、「斯ウ云ウコトハ何処デ処置ヲスルノガ宜イカト云ウヤウナコトドウミテモ普通ノ裁判所デハ具合

ガ悪イ、一ツ家事審判所ト云ウモノヲ設ケ調停ヲ主トシテ処理スルト云ウコトニナツタナラバ宜カラウト云ウノデ其問題ヲ切離シテ」議題とすることになった。

(二六) 池田寅二郎「米国における子供裁判所」。

(二七) 法協三八卷九号。

(二八) 佐野福藏「人事調停法講話」五三頁。

(二九) 家庭局・前掲・一頁。

(三〇) 唄・竹下「新民法の成立」(家族問題と家族法1) 三六七頁、戸主権濫用の判例としては、明治三四・六・二〇・大審院・民録七輯六卷四七頁、明治三四・一・二一・大審院・民録七輯一〇卷八〇頁、大正六・五・七・大阪控・法律新聞一二六四号二三頁、大正六・八・一七・大審院・民録・二三輯一二二三頁、大正八・六・六・東京控・法律新聞・一六〇二号一八頁、大正八・一〇・三〇・大審院・民録・二三輯一九二九頁、昭和一〇・一〇・一一・東京地・法律新聞・三九二四号・九頁、夫婦相互の誠実義務を認めた判例としては、大正・一五・七・一〇・大刑・刑集三一八頁。

(三十一) 我妻・前掲・二五〇―一頁。

(三十二) 民法親族編改正ノ要綱 第一 婚姻ノ同意 一、子カ婚姻ヲ為スニハ年令ノ如何ヲ問ハス「第四ノ三」ニ準スルコト 二、子ノ前項ニ違反スル婚姻ヲ為シタル場合ニ付テハ、相当ノ制裁ヲ定ムルコト 三、未成年者カ第一項ニ違反スル婚姻ヲ為シタルトキハ父母、祖父母ニ於テ之ヲ取消シ得ヘキモノトスルコト。第四ノ三 前二項ノ場合ニ於テハ家ニ在ル父母、父母共ニ在ラサルトキハ家ニ在ル祖父母ノ同意ヲ得ヘキモノトスルコト、但父母、祖父母ハ正当ノ理由ナクシテ同意ヲ拒ムコトヲ得サルモノトスルコト

(二十三) 速記録・岡野(九一頁)・江木(九二頁)・阪谷(三一六頁)各委員。

(二十四) 速記録・穂積(二九二―三頁)・仁井田(三〇三頁)・小山(同)・美濃部(三〇八―九頁)各委員、穂積「親族法」二九二頁。

(二十五) 速記録・九三、九七、三〇一、三二三頁。

(二十六) 速記録・松本(一二九頁)。

(二十七) 要綱 第一六 離婚ノ原因及ヒ子ノ監護 一、離婚ノ原因ハ大体ニ於テ左ノ如ク定ムルコト (一)妻ニ不貞ノ行為アリ

タルトキ (二)夫カ著シク不行跡ナルトキ (三)配偶者ヨリ甚シク不当ノ待遇ヲ受ケタルトキ (四)配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ甚シク不当ノ待遇ヲ為シ又ハ配偶者ノ直系尊屬ヨリ甚シク不当ノ待遇ヲ受ケタルトキ (五)配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ (六)其他婚姻關係ヲ繼續シ難キ重大ナル事情存スルトキ 二、前項第一号乃至第五号ノ場合ト雖モ總テノ關係ヲ綜合シテ婚姻關係ノ繼續ヲ相当ト認ムルトキハ離婚ヲ為サシメサルコトヲ得ルモノトスルコト

(二十八) 速記録・美濃部 (三三三頁)、穂積重遠「有閑法学」一六七・二七六―七頁、同「婚姻制度講話」一三〇―一二頁等。

(二十九) 速記録・水野 (一三四―三五頁)。

(三〇) 要綱 第三四 扶養義務 扶養ニ付テハ扶養ヲ為スヘキ者其他ノ大綱ヲ規定スルニ止メ扶養義務者ノ順位、扶養ノ程度方法等ニ関スル現行法ノ繁雜ナル規定ヲ整理シ家事審判所ヲシテ適宜之ヲ裁斷セシムルモノトスルコト

(三十一) 我妻栄「親族法」(法律学全集) 四〇三頁、穂積「親族法」七〇七頁。

(三十二) 速記録・松本 (一九九頁)、穂積・同・七一〇頁。

(三十三) 要綱 第二八 親權ノ喪失 親權ノ濫用又ハ著シキ不行跡ノ外父又ハ母ニ親權ヲ行ハシムヘカラサル重大ナル事由アルトキハ家事審判所ハ親權ヲ喪失セシムルコトヲ得ルモノトスルコト

(三十四) 速記録・岡野 (一六六頁)、松本 (一六三、一六五頁)。

(三十五) 同・花井 (一六四頁)。

(三十六) 要綱 第三一 親族会ノ構成 一、親族会員ノ数及ヒ選任ハ關係者ニ於テ之ヲ協定シ家事審判所ノ認可ヲ受クヘキモノトスルコト 二、無能力者ノ為メニスル常設親族会ニ付テハ家事審判所ニ於テ会員ヲ選任又ハ改任スルコトヲ得ルモノトスルコト 三、親族会ノ構成力不能又ハ困難ナル場合ニ於テハ家事審判ヲ以テ其決議ニ代フルコトヲ得ルモノトスルコト

第三三 親族会ノ決議 一、親族会ノ決議ニ付テハ適當ノ範圍ニ於テ書面表決ノ効力ヲ認ムルコト 二、親族会ノ決議ハ之ヲ家事審判所ニ報告スヘキモノトシ且審判所カ其実行ノ監視督促ヲ為スコトヲ得ル方法ヲ設クルコト 三、親族会カ決議ヲ為サス又ハ之ヲ為スコト能ハサルトキハ家事審判所ノ審判ヲ以テ其決議ニ代フルコトヲ得ルモノトスルコト

(三十七) 磯野「明治民法の変遷」三六一―四頁。

(三十八) 井上和夫「民事法の原則と家族制度」一〇四頁。

三、戦後の民法改正過程における家事審判所

(一) 司法法制審議会第二回総会における民法改正要綱審議の過程から

第二次大戦後、憲法改正草案の出現にともない民法改正が具体化し、昭和二十一年七月、内閣の臨時法制調査会で親族編相続編の改正審議が行なわれることになった。それはまず、憲法草案二二条（憲法二四條）に基づく基本原理「民法親族編及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」が示され、そこで最も問題になったのは、「民法上の家」の廃止ということであった。

ところで家事審判所開設の要望は、昭和二十一年七月の民法改正要綱原案作成の段階ではまだ現われていないのであるが、八月一四日からの法制調査会第二回総会において、村岡花子委員の戸主権家族権廃止の賛成と、夫婦財産制について夫婦間の財産をすべて婚姻共有財産にすることの要望と共にあらわれたのである。これは民法改正の主題に関連する三つの問題の一つをなすものとさえ考えられている。この家事審判制度は民法改正の当初から設置されるべきものと考えられていたにもかかわらず、多くの改正問題が山積していたため一応延期し、当分は従来の裁判所に行なわせる積りであったが、このような要望が次第に強まり起草委員会も同調することになったのである。そこで従前より休止状態になっていた家事審判制度調査委員会を復活して、家事審判法案を作成せしめることとし、民法改正要綱案四二として「親族相続に関する事件を適切に処理せしむるため速に家事審判制度を設くること」が追加承認される。

このようにして家事審判制度に託された任務は如何なるものであったか。

新憲法の施行に伴い、個人の尊厳と両性の本質的平等の大原則に則り、身分法分野の大改正を行なうことになった

のであるが、身分關係に基く家庭内、親族間の紛争について、訴訟制度の下では夫婦・親子・兄弟姉妹・親族が互いに原告被告として法廷に立ち、白黒を争わねばならず、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るといふ見地からは理想に反する遺憾な点があり、家庭内や親族間の紛争を理想的に解決するためには、裁判官に民間有識者を加えた機関が訴訟の形式によらず、親族間の情誼に適合するように紛争を処理することが望ましい。そこで、この要請を充足し、家庭内、親族間の重大事項について後見指導する制度として立案されたのである。^(五)したがって、家事審判所制度に課せられた使命として問題になるのは、「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」ということの意味内容、換言すれば、如何なる家族觀をその基本としているかということであり、またそれによって「家庭内や親族間の重大事項について後見指導する」方向も定められることになる。それでは、憲法、民法の改正を通じてみられるその意味内容は如何なるものであろうか。これは昭和二年八月一四日からの司法法制審議會での審議過程の中に読みとることができる。

民法改正要綱案では、「民法上の家を廃止すること」「家督相続を廃止すること」、その他継親子、妻の無能力、庶子の名称、婿養子、遺言養子、母の親権制限、親族会等の廃止等々を骨子とし、更に、「民事法に関する憲法改正案の大原則を民法中に明文を以て掲げる」というものであった。^(六)これは司法省民事局の考えと戦前の民法改正中の戸主権等の実質的抹消という動きや、民法学者間の家族制度に関する非常に批判的空氣が、憲法改正によって拍車をかけられた結果であつたらう。しかし、戦前の保守的な家族制度を維持すべきことを主張する声もかなり強かつたのである。これが審議會總會での「民法上の家を廃止すること」に対する激しい賛否両論の対立として現われる。^(七)しかも国会内部でも憲法草案二二条をめぐって、^(八)「必ずしも従来の家督相続、戸主権……等を一掃するといふ趣旨ではなく、家族生活は常に其の中心を必要とする故、勢い戸主の地位に強力な男子を据えて家を継がせることにしたい」と

いう見解と、八二二条の結果、戸主を中心とする家族制度というものはなくなるVという見解に分かれていた。^(八)
 大きな原因ともなっていて、民法改正要綱立案者たちも、八家族制度は非常に重大な道徳的な理念であって、之を失う
 ようでは我国の道徳が崩れる故、家族制度の存在を強く主張するV立場と、八家族制度は封建制度の遺風であって、
 到底維持しうべきものではないVとする立場があった。^(九)
 このうち、家族制度を廃止するという立場は、夫婦親子の大
 きな親族共同生活体を作り、その中心点に家長という極めて道徳的な中心点をおき、この家長によって先祖の祭を永
 久に伝えていくという意味での理念型としての道徳上の家族制度と、法的意味での家族制度を厳格に区別し、後者の
 みを廃止しようとしていたのである。^(一〇)
 すなわち、法律上の戸主、家、家督相続制度を廃止すれば、民主主義原理に立
 脚した制度が発展するという考えであったようである。この曖昧さの故に、「民法上の家を廃止すること」という表
 現は、大変露骨であって古来の家族制度の廃止を意味し、実情にも国民感情にも反するという保守論者の見解があ
 り、さらにまた、民法の戸主及び家族に関する規定は実情から遊離しており、かえって健全な親族共同生活に障壁と
 なり、民法から戸主及び家族に関する規定を削除しても、道徳上の家族制度を否定しないのであれば、現実に即して
 規律する必要があると主張される。その結果、民法改正要綱案は「民法の戸主及び家族に関する規定を削除し、親族
 共同生活を現実に即して規律すること」と修正された。^(一一)
 このことにより保守的主張への歩み寄りがなされ、実質的に
 大差のないものになってしまったのである。この妥協を第一の足掛かりにして、保守反動的な家族制度存置論者によ
 り、「現実に即して規律する」ということの具体的内容如何という点で、主に扶養問題から済し崩し的に家族制度的概
 念の注入がなされるのである。まず牧野英一博士は、憲法二二四条が夫婦と未成年の子のみを重視し、親と成熟した子の
 関係について何ら触れていない点から追求した。すなわち、子は親が生活に困った時にのみ扶ければよいのに反して、
 子夫婦間ではより積極的意味で協力して生活を持続させる義務があるのは、親にたいして非常に無愛想だというにあ

る。^(一三) さらにまた、夫婦間の協力扶助の意味は、単に扶養、婚姻費用分担と同居ということではないのであり、夫婦たるが故に生じるより広い意味での協力関係でなければならない。そしてこのことは、親子間にも認めるべきであることが主張された。つまり、もう少し思想的・道徳的・面を親子関係にも認めるべきだという意見が執拗に主張されたのである。これにたいして、進歩的論者である立案者側では、意識上では区別されていた法律上の問題と道徳上の問題が実質上混同してしまつていたのである。この点が、家事審判所を、保守的見解に譲歩して妥協する道具的存在とされた原因があるといえよう。^(一五) つまり、このことは、立案者の△家庭関係の事柄に付ては家事審判所が非常に深くタッチすることになつたので、この夫婦と親の協力関係とか、扶養関係、その順位、範囲について画一的に規定するよりも、現在の現実の家庭生活ということを考慮に入れて、審判所が深く立入つて適当に現実の生活に即して規律し、義務づけるという方法で現実の共同生活を維持していくVと考へていた。そして△このことが家事審判法要綱の「家庭の平和と健全なる親族共同生活の維持を図ることを目的として云々：」という文言であり、家事審判所の目的をそこにおいて親族共同生活を現実^(一六)に即した方向で総て処理する。すなわち、夫婦以外の親子の関係を保護していくことを目標とするV^(一六)というものであつた。なおそれでも牧野博士からは、婚姻関係のみでなく「家庭生活は尊重せられるべきである」旨の条文を置くよう要望されるが、これにたいしても、実体法の裏付けたる家事審判法一条がこの趣旨を含んでいるという説明がなされているのである。^(一七) しかも周知の如く、改正要綱成立間際に牧野博士より四つの修正案が出された。それは、(一)家族生活は之を尊重する旨の原則を規定すること。(二)直系血族及同居の親族は互に協力扶助すべきものとする。こと。(三)親族は互に敬愛の精神に基き協和を旨とすべく、特に共同の祖先に対する崇敬の念を以て和合すべき旨の原則を規定すること。(四)祖先の祭祀を施行すべきものの相続分は嫡出子の相続分の二倍とする。(一)(二)(三)は、ある意味で道徳上の原則であるが、家事審判所に於て仕事をする時の基準を与えるもので、これは余程法律的

意味もあるというものであって、特に(二)は家事審判法第一条の前提になるというものであった。^(二八)この結果は、(二)のみが希望意見として付加されることとなり、七三〇条として現行法に明定されることとなったのである。

かような民法上の経緯を考察すれば、家事審判所が如何なる目的を指向するものとして考えられていたか明らかである。このことは、既述の臨時法制調査会での奥野幹事や我妻委員の発言、司法委員会における奥野政府委員の家事審判法提案理由中にも如実に示されており、^(二九)その内容は、正しく牧野博士修正案の(二)(三)を意味するものであるといえる。

戦後の家事審判所は、家族制度廃止論者の家族制度を廃止するとはいいながら、その実、実質的な意識面での家族制度の存続を認めていたという態度の曖昧さの故に、民法上は一応個人主義に基づく権利義務関係として規定するが、保守反動的な論者の主張に抗しきれず、この主張への妥協をはかる道具的存在として家事審判所が考えられていたということである。

家事審判法は、一般財産問題に関する調停たる民事調停から除外された家事調停を統合して、昭和二三年一月より施行されることとなったのである。

(二) 家事審判所から家庭裁判所へ

このようにして設置された家事審判所は、GHQの介入により、アメリカの家庭裁判所の理念に基づいて少年裁判所と統合されて、家庭裁判所となるのである。このことは家庭裁判所の機構、機能及びこれらについての考え方に大きな影響を与えてきているように思われる。

まず、大正一二年一月より実施されていた旧少年法と、それに基づく司法行政機関ともいうべき少年審判所では、

必ずしも判事でもなくともよい少年審判官、少年保護司が採用され、ケースワーク的活動がなされることとなり、更に審判における科学主義が唱えられ、科学調査機関の設置強化が主張されたのであった。^(二〇)この少年法も憲法改正に伴い少年保護の理想的形態を制度化する少年保護法といふべきものを制定することとなる。これにGHQの民間情報局が関与しており、少年裁判所の設置を指示した「少年法改正に関する提案」が示された。これにたいして我国の関係当局は反対したのであるが、GHQ側が強く主張したために少年裁判所を設置する方針をとった。その立案過程でも少年裁判所に関する未完成提案、完成提案、管轄権の拡張についての提案があり、これらを基礎にGHQの構想を採用して、少年裁判所法が作成される。^(二一)GHQの少年裁判所についての考えは、少年裁判所は、少年の遺棄、扶養懈怠、離婚、婚姻取消、養子縁組、後見人選任等の家庭事件についても管轄権をもつべきで、しかも諸科学の知識に基づくケースワークの理論と技術による個別的具体的処遇をはかるということであった。^(二二)我国としては、家事審判所はこれを地方裁判所から独立したものとし、少年裁判所は少年事件のみを管轄するべきであるとして対立していたが、結局少年犯罪や不良化が家庭的原因に由来することが多く、少年事件と家庭事件は密接に関連するというGHQ側のアメリカでの考え方により、両事件を管轄する独立の裁判所としての家庭裁判所が設置されるにいたったのである。^(二三)

この家庭裁判所は、家事審判所を地方裁判所より独立させ、その機能を一層發揮させるべきであるという要請と、人権保障の上から少年にたいする強制的処分を含む少年審判を裁判所の権限に服せしめるという要請にGHQ当局の考えが加味され、GHQにより統合されてきたようである。^(二四)

このようにして家庭裁判所は昭和二四年一月より次のような五項目の指導理念をにかけて機能することになった。^(二五)

(1) 独立的性格（家事取扱の機能強化・少年事件の強制処分についての人権尊重・少年事件と家庭事件の關係の一体性等のため）。(2) 民主的性格（良識ある参与員・調停委員の関与・家庭裁判所委員会の運営関与）。(3) 科学的性格（医学

・心理学・社会学・教育学・経済学等による調査処理）。(4)教育的性格（調査・審判・調停が教育であること、いわゆるケースワーク）。(5)社会的性格（役場・警察署・厚生施設・相談所・養護施設等への連絡）。このような指導原理の下で機能をすすめていくうち、具体的且適切な判断のための資料の必要性が痛感され、家庭に関する事件の調査を一層十分にし、かつ処理を一層適正迅速にするために、アメリカの Family Court の Probation Officer の制度を参考として、昭和二六年家事調査官がおかれ、それが従前からの少年保護司の後身ともいふべき少年調査官（二五年）と合体されて二九年に家庭裁判所調査官となる。^(二七) また二六年には、少年事件のみならず家事事件について、精神的肉体的障害を原因とする問題を科学的に明らかにし、事件解決の方向の発見、また当事者に将来の家庭生活調整の指針を与える上には、医学的施設が必要であるところから、医務室制度が採用されて医務技官が配置された。これにより事件関係人の性格・経歴・生活状況・環境等について必要な場合は、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門知識を活用して調査し、それに基づく事件処理に必要な場合は、調査官に社会福祉機関に連絡する途をとらせることとなった。これによって調査官は多分にケースワーカーとしての性格を与えられたとい^(二八)ってよからう。更に、家事債務の特殊性と、国家の後見的立場より積極的にその実現に責任を負うべき点を考慮して、英米における Alimony に関する裁判所の命令の強制方法、制裁制度（法定侮辱）、裁判所等を通じての支払制度（寄託）を参考として、三一年履行確保制度も確立された。^(二九) これは、義務履行の勧告、命令、履行方法としての寄託の受入である。以上の如く我国の家庭裁判所は、司法機能に加えて後見的役割としてケースワークの機能ももたされることとなったが、まだ整備も不完全不徹底であって、機能が十分に発揮されていないというのが現状である。

- (一) 司法省民事局長奥野健一作成、我妻「戦後における民法改正の経過」一一―三頁。
- (二) 中川善之助「新民法の指標と立案経過の点描―民法改正覚え書―」七頁。
- (三) 唄「家族制度」(思想三四八号)九四頁、(1)祖先祭祀を民法上にも特別配慮すること(民法八九七条七六九条)、(2)民法七三〇条、(3)家事審判制度。
- (四) 中川・前掲・一七一―八頁。
- (五) 奥野健一政府委員の衆議院および参議院の司法委員会における提案理由の説明による。最高裁事務局「民法改正に関する国会関係資料」六二六頁。
- (六) 中川・前掲・七頁。
- (七) 唄・竹下・前掲・三七―一二頁。
- (八) 唄・前掲・九二頁。
- (九) 司法省民事局でさえ、非公式の幹事会で、我が国の家は親族的共同生活を表現する日本特有の観念であり、古来の伝統的制度である民法の家の制度は其の表徴であって、これを存続せしむることは、新憲法に毫も抵触するものではないという別案を出していさえた。唄・竹下・前掲・三七―四頁。更に、憲法二四条だけ見ると、何となく個人の權威のために家の統制を廃止しなければならないかのようにも見えるが、もし憲法一二条をよく読むならば、そこには憲法の保障する自由も権利もすべて公共の福祉のために利用されなければならないと規定されており、個人の自由も権利も家という公の枠の中においてのみ認められることが明らかであるから、憲法が家を排斥しているなどと考えるのは大間違いであるという委員もいたということである。中川・前掲・七一―八頁。
- (一〇) 我妻「戦後における民法改正の経過」二四八頁。
- (一一) 我妻・同・二四九―五二頁。これは、家の根本道義あるいは忠孝一本ということを基本とした家族制度というものを廃止する意思は毛頭なく、それを大いに作興するような規定を入れる積りもないという非常に興味な我妻委員の発言の中にも示されている。同・二六二頁。
- (一二) 我妻・同・二四三、二五〇―五一頁。家族制度存置論者は、これでは不十分で、再びいろいろ論議が繰り返された。政府は、憲法二四条は、家、戸主、家督相続の制度を全面的に否定するものとは考えないが、現行法通りでは憲法に抵触

するものと思うVとし、少数者はA家族制度それ自体が憲法に抵触するものでなければ、弊害のある部分を修正するに止めて、家、戸主、家督相続の制度は民法中に残すことが国民感情に副うVとさえ主張していたようである。また民法起草委員はA国民感情に基礎を置く現実の家族制度と民法の家族制度に関する諸規定とは区別して観念されるべきで、要綱は民法中から家、戸主、家督相続等に関する規定を削除しようとするに止まり、国民感情に基く現実の家族制度を否定しようとするのではないVという意見を繰返したが、この修正案は維持された。同・二六三―四頁。この修正については、起草委員は、牧野博士が文言を直せというから直しただけで、条文の立案にあたっては、この修正の意味を考慮することは考えていなかった（同・六四頁）ということである。そして、この牧野博士の主張を正面からとらえず、かわしながら審議を進めてゆくつもりであったとしても、家族制度の民法上の規定を消除しても、実質的な家族制度排除の方向に向けられていなかった点に問題があるのであって、これが七三〇条を容認する結果となり、家事審判所を実質的家族制度の維持存続をはかる機関にした。

(一三) 我妻・同・二六六―九頁。

(一四) 我妻・同・七六、二七三頁。

(一五) 唄・前掲・九五頁。

(一六) 我妻・前掲・二六四―五、二六八頁。

(一七) 我妻・同・二八四頁。

(一八) 我妻・同・二八九―九〇頁。

(一九) 提案理由はA民法におきましては、いわゆる家の制度を止めまして、個人の平等及び尊厳、両性の本質的平等という見地から民法を改正するのでありますが、これは決して我が国の従来の家庭生活そのものを破壊或は否定するものではないのでありまして、我、国、古、来、の、親、族、相、寄、つ、て、相、助、け、親、族、共、同、生、活、を、営、ん、で、お、る、家、族、制、度、と、い、う、も、の、が、こ、れ、は、我、が、国、の、美、俗、で、あ、る、こ、と、は、疑、い、な、い、の、で、あ、り、ま、し、て、こ、れ、を、で、き、る、だ、け、維、持、発、展、を、図、り、た、い、と、い、う、意、味、も、あ、り、ま、し、て、こ、の、家、事、審、判、法、の、第、一、条、に、こ、の、法、律、は、個、人、の、尊、厳、…、と、い、う、目、的、を、明、ら、か、に、し、た、い、の、で、あ、り、ま、し、て、こ、の、趣、旨、か、ら、見、ま、し、て、も、親、族、の、共、同、生、活、で、あ、る、実、際、の、家、庭、生、活、或、い、は、家、族、制、度、と、い、う、も、の、を、民、法、並、び、に、我、が、国、の、法、制、と、し、て、こ、れ、を、否、定、す、る、つ、も、り、で、な、い、と、い、う、趣、旨、を、明、ら、か、に、し、た、の、で、あ、り、ま、す、―、傍、点、引、用、者、―、V、と、い、う、も、の、で、あ、る。最高裁事務局・前掲・六四三頁。

(二〇) 内藤頼博「家庭裁判所の沿革」(家族問題と家族法Ⅶ) 一〇〇頁。

(二一) 内藤・前掲・一〇〇―一二頁、宇田川潤四郎「少年法制」(ジュリスト三六一号) 二二―二頁。

(二二) 内藤・前掲・一〇四頁、宇田川・前掲・二二―二頁、西原・前掲・五三―六、七三―五頁等。

(二三) 最高裁事務局「わが国における裁判所制度の沿革」(一般裁判資料一二号) 七四頁。家庭局「家庭裁判所一〇年の歩み」(家裁月報一一卷一号) 一四―六頁、野田愛子「家庭裁判所の機能について」(家族と法) 一一―二頁、少年裁判所と

家事審判所が統合されて独立した機関となった事情のうちには、指摘しているように少年保護と家庭平和との連関という制度的必然性のほかに、官僚機構中での予算上の理由によることも多かつたようである。このようなことも家庭裁判所の運用をスムーズにさせない原因であると思われる。

(二四) 内藤・前掲・一〇六頁。

(二五) 宇田川「家庭裁判所の史的発展」(ケース研究七三号) 五―八頁。

(二六) 合体の理由は、家事事件と少年事件の間には性質上極めて密接な関連性があり、これらの事件の調査に従事する家事調査官と少年調査官との活動は、また密接に相関連するので、その調査活動に機動性を与え、有機的総合的な運営を可能にすることにより、事件の適正迅速な処理をはかるのが目的であるとされる。最高裁事務局・前掲・八三頁。しかし、実際に統合された理由は、このような点にあるのではなく、待遇改善の問題にからんで行なわれたということである。野田・前掲・一一―二頁。このようなことに加えて、家事係調査官と少年係調査官の権限の相違ということも調査官の活用に支障をきたす原因であろう。

(二七) 内藤・前掲・一〇八―九頁、宇田川・前掲・三二頁等。

(二八) 最高裁事務局・前掲・一〇五頁。

(二九) 宇田川「履行確保に関する家事審判法一部改正等について」(法曹時報八卷五号) 一九頁、久保馨「家事債務の履行確保制度の運用について」(法律時報二八卷一〇号) 六一頁、河野力「仮の処分および履行確保」(家族問題と家族法Ⅶ) 二五〇―五一頁、家庭局「家事債務の履行確保等に関する法規の解説」(家裁資料四四号) 一四、二〇頁等。

四、むすび

以上の如く、家族制度を復活することを目的とした明治民法改正過程の中で、家事審判所設置が問題とされた。しかし、民法改正の趣旨は、穂積重遠博士、美濃部達吉博士、富井政章、松本蒸治らによって、現実に変化している旧来の封建遺制としての家族制度を急速に再建するのではなく、資本主義の発達、自由主義思想の移入により生じてきた小家族化の傾向をもつ生活共同体を堅実にし、これを十分発達させることが淳風美俗であるとされた。そこでの家事審判所は、親族法をより家父長制的にしようとする論者と、このような大勢の中で多少とも個人主義的近代的なものを維持強化しようとする論者との間で、問題点を自由裁量に委ねるといふ形で、しばしば進歩的論者が保守的論者を譲歩させる^(二)道具として用いられたといえる。手続の面では、当時家事審判法が制定されていなかったため、明確ではないが、大正一四年の「家事審判所ニ関スル法律調査委員会」の決議では、明治民法改正過程に示された意味での「道義と温情」に基づく調停審判による簡易迅速低廉な人事問題の解決を目的としていたのであり、そこには後見的役割という要素も含まれているとみてよいようであるが、まだ科学的処理、ケースワーク的色彩は出てきていない。

これを戦後の家事審判所についてみると、民法は一応家族制度を廃止し、個人主義、自由主義に基づいて身分関係を小家族関係として規律している。ところが民法改正の過程で、保守反動的家族制度存置論者への妥協により、親族間の相互扶助義務についての七三〇条、系譜祭祀財産承継についての七六九条、八九七条というこれこそ正しく排除されなければならない家族制度的道徳観・倫理観に基づく規定を存置することになった。そしてこれを媒介として、民法上抹消されたはずの封建的全体主義的な家族制度の実質的維持存続をはかることを家事審判所の活動目的としたと

いえよう。^(三)

手続面においては、職員構成・家事審判所の性格、管轄事項等について、基本的には変化していないといえよう。しかし、GHQの介入によりアメリカの Family Court の理念が導入され、少年裁判所との併合により家庭裁判所となつて以来の多少とも社会化・具体化された科学的処理方法の採用は、全く新しい点であるといえる。

ところで、家事審判法一条をかけたこの制度は、非常に民主的であり、戦前に準備された「固有の家族制度と淳風美俗の維持強化」という方向をもつものとは対照的であり、全く異質的なものであつて、コペルニクスの転換であるとさえ評価される。^(三)しかし、果してこのように評価してよいか疑問があるように思われる。多くが指摘するように、家事審判制度は家庭事件をできれば訴訟の形式によらず円満な解決をはかることを目的とするという点では、現行家庭裁判所制度と戦前に準備されていた家事審判所制度との間には相違はないといえる。しかもその中心が調停であること、その調停が科学的処理方法の採用にもかかわらず、実質的には戦前の人事調停法の下における精神で行なわれる可能性が非常に強い^(四)ということにおいても同様である。また実体法たる民法の面からいえば、戦前に準備された家事審判所では、親族関係の民主化、近代化を目指していたといえるが、基盤である民法がかなり家族制度に立脚したものであつた点で、やはり家族制度維持^(五)といわなければなるまい。戦後の家庭裁判所においては、現行民法が明治民法を基本的に変革したものとみてよく、^(六)身分関係は個人主義の下で権利義務関係として構成されてはいるものの、七三〇条を通して、また間接的には扶養の規定を通して、多分にこれとは逆の方向に向けられることが予定されているように思われる。これらの点で現行家庭裁判所は戦前に準備されていた家事審判所と実質的な連続性があるといえるからである。^(七)

また、家庭裁判所の機構が不備不徹底であること、運用の面における障害の原因の一つは、家事審判法第一条の

目的の曖昧さにあるように思われる。すなわち、憲法二四条の文言にならい、一応家族関係の法律上の民主化を目標とするが、その実は、家族制度の維持存続ということを民法上あるいは法制として認めるということを重ねらんとしている。このようなことが潜在しながら、科学的処理方法の採用ということを契機として、法的判断にあたっては、個人(八)の権利義務を承認する反面、人間関係においては積極的なケースワーク機能の駆使による社会への適応能力の回復をはかるうとする。これらの点に矛盾があると同時に、昭和二九年頃からの反動的憲法改正論、家族制度復活論が昭和三二・三年頃まで続いたということが、また第一条の目的を曖昧にしたと考えられる。さらに、家族法自体も、憲法二四条が家父長制的な家族制度からの解放を目的とするが、全体の社会関係の中で家族関係をどのように位置づけるかについて曖昧であったようであるし、近年「期待される家庭像」という形で現われるまで政府の家族政策もはっきりしていなかった。(九)しかもこのような状況の中で高度成長経済体制の進行により、家族の危機が叫ばれるにいたり、家族の社会的存在型態、構造、機能がどのように変化しているか、家族法は家族についてどのような法的イメージを持つべきかが再検討されなければならぬとされる時期になっている。(一〇)これらのことがまた家事審判制度の目的を曖昧にし、その機構を不徹底なものとして運用を困難にする原因であろう。

また、実体法、手続法の基本原理が観念論的な大陸法学の特質を有するの(一一)に反し、家庭裁判所の機構運用についての考えが実際の、社会学的な英米法学に従うものであるという点でかなり基本的に相違があり、このためにケースワーク機能が後退する傾向があるという点で家庭裁判所の活動に矛盾をきたしていると思われる。(一二)しかも我國の訴訟制度の曖昧さ、すなわち、非訟事件の本質についての考え方が曖昧である上に、歴史的に人事の非訟事件としての取扱が明らかでないという点、家庭裁判所が福祉国家観の下で国家の高度な後見的役割をもつものとされるにもかかわらず、それを達成するために必要な社会福祉政策が虚弱であることも、家庭裁判所の活動に支障をきたしているように

思われる。

家庭裁判所制度の研究にあたっては、近年における民主主義思想の国民意識への浸透や、親と未成熟子を中心とする家族構造の急速な増大にともない、家族について再検討される必要があるとされる折柄、これらの点を考慮しながら、後見的役割を果すべき機関として如何なる目的と機構・機能をもつべきかを再検討しなければなるまい。それには、家庭裁判所制度の立案者が何を意図し、それが現在如何に理解され、如何なる機能を果しているか、また、これにたいする国民の要求は如何なるものであるかということも分析する必要がある^(二五)。

家庭裁判所の機構やその運用については、家事相談、履行確保、審判官や調査官・調停委員の選任や教育については、それぞれアメリカでのインテーク手続、アリモニー、職員資格について要求されているところに学ぶべき点が多い^(二六)のではあるまいか。また管轄事項については、人事の非訟事件と訴訟事件の限界を明らかにすることが必要のように思われる。これらの諸点についての研究発表は後の機会に譲り、本稿においては、種々の問題点を含む家庭裁判所制度は、如何なる要請の下に、如何なる目的をもったものとして登場してきたかを考察した。

(一) 磯野「明治民法の変遷」三六一、三六三―四頁、唄・湯沢・前掲・三三五頁の註(一一)。

(二) 家事審判法第一条について、進歩的民法にたいする事実上の保守的修正ということを認め、これは、家族法が現実の人々の法意識よりも進歩的なものであったために、この家族法が一般の法意識や抵抗を回避できるようにするための安全弁として(松本暉男「現代家族法学の課題と反省」法律時報三九卷一三号・一四頁)、また根強かった家族制度護持論者の側からの新民法に対する不安と反感を宥和すべき防波堤としての機能を家事審判所の機能の一側面にした(唄・湯沢・前掲・三〇九―一〇頁、市川四郎「家庭裁判所」現代家族講座一七六頁)と説かれる。このような面も否定できないが、しかし、単なる安全弁、防波堤とするのではなく、民法改正にあたった起草委員に、家族制度存置論者の主張と積極的に同

質なものがあったとみてよいのではなからうか（唄・竹下・前掲・三七四頁）。

(三) 市川「家事審判法概説」八―九頁、吉川大二郎「家事審判法概説」（新民法と家事審判法）一二〇―一頁、斎藤壽郎・荒木登「家事審判法のはなし」六一―七頁。

(四) 川島「家族と法」一五九頁、唄・湯沢・前掲・三二五―六頁の註(四)三三三頁、市川「家庭裁判所」一七八頁。なお本稿においては、昭和一四年に制定された人事調停法については省略した。この人事調停制度は、周知のように、明治民法改正の動きに逆行するものであり、より一層血縁共同体に国家が基盤を求め、ますます保守的な家族制度存置の観念に基づいたものであった。第一次大戦後の経済的不況を脱出するためにはじまった全体主義国家体制による一連の侵略戦争の結果、戦没兵士の一時賜金、遺族扶助料、恩給受給権をめぐる紛争が多発した。また第二次大戦突入を目前にした「大東亜共栄圏の建設」というスローガンの下で、国民一般に個人相互間の権利義務関係とその承継関係を解消した完全な自己否定という日本古来の固有の道義、皇国体に即したものであるという道義の自覚が促がされた。これらの事情のため、身分法の問題についても、天皇を頂点とする全体主義、軍国主義体制の下部構造としての家の機能に合致していなければ、私的利益は公的利益のために抹消される。つまり、人事調停は、自己否定により公私の調和を保つ制度とされ、その精神は、没我―自制、包容―容認、共助の精神からなるいわゆる和の精神であった。従って調停は、地方の有力者のこのような意味での良識、条理に基づく義理人情の話し合いによったものであった。日本法理研究会「日本身分法理研究会要綱」二二―一六、二八―九、三五―四二、五三―四頁、佐野・前掲・五五―六一頁、宮崎澄夫「調停法の理論と実際」一九―二三頁等。

(五) 既述の如く、戸主―家族、夫―妻、親―子の主従関係を緩和しようとするものではあるが、現代の核家族ではなく、より広い親族関係を法の前提にしていたという意味での家族制度維持であった。

(六) 唄・竹下・前掲・三六八頁。

(七) 安藤覚「家事審判の実務的研究」一七頁。

(八) 唄・湯沢・前掲・三三五頁の註(一一)。

(九) 松本「日本家族法の運命」（法律時報三七卷一二号）一一頁、利谷信義「現代家族法理論の一考察」（法律時報三九卷一三号）四頁。

- (一〇) 利谷・前掲・四頁。
- (一一) 松本「日本家族法の運命」四頁、同「現代家族法学の課題と反省」一一頁、中川淳「家庭の安定性にかんする一問題」(法律時報三七卷一二号)一九頁、西原道雄「生活の場としての家族と家族法」(同)二三―四頁、有地亨「家族の生活構造と家族法」(新法学概論)二〇〇頁以下、同「家族法秩序における論理構成」(法政研究三三卷第三―六合併号)四〇五―六頁等参照。
- (一二) ドイツにおいては、家庭裁判所というような法律家以外の専門家を含む家庭事件を総合的に取扱う機関は存在せず、我が国の人事訴訟事件の取扱に該当する取扱が中核をなしている。しかし、婚姻観の変化や離婚にたいする考え方の変化により、問題の非訟事件性や和解制度の必要が痛感され、アメリカの家庭裁判所の制度が参考とされて、結婚相談所が調停・ケースワークの役割をはたしているようである。五十嵐清「ドイツにおける家事裁判制度」(家族問題と家族法Ⅷ)三四―四一頁。
- (一三) 中島弘道「非訟事件手続法論」六一―二〇頁等参照。
- (一四) 明治八年に初めて民事という言葉が法令上用いられ、明治一四年の裁判所設置に際しては、人事事件は始審裁判所の管轄とされていた(しかし、筆者は何故に人事事件としてとり出され、如何なる事項が含まれていたかという点について残念ながら明らかにすることができなかった。後日の研究に譲ることとする)。当時人身相互の訴訟は治安裁判所の勧解を受けなければならぬとされていた。その後、親子関係、相続人排除、失跡事件は非訟事件手続法に入れられ、婚姻、縁組、禁治産事件は民事訴訟法の補則という形で規定される。ところが明治民法制定に伴い、ドイツ民事訴訟法の一編となっていた人事訴訟手続を審議不十分、調査疎略のまま独立の法律に焼直して人事訴訟手続法とされる。これは非訟事件手続法中に入れられていた親子関係、相続人排除、失跡事件に関する規定を民事訴訟法の補則に移入整備したものであった。そして家事審判法に規定される事項は、人事訴訟事件、民事訴訟事件、非訟事件とされていたものである。堀内節「改正民法と家事審判制度」(法学新報五五卷四号)二五頁、山木戸「人事訴訟手続法」六頁、同「家事審判」(家族問題と家族法Ⅶ)二一四頁、唄・湯沢・前掲・三四五頁、明治文化史?二二四、二四四、四一四、四二五―六頁。
- (一五) 唄・湯沢・前掲・三二〇頁。
- (一六) 註(一四)に述べたように、我が国の非訟事件についてと同時に、アメリカの家庭裁判所の管轄事項とされる事件(児童

・配偶者・親の遺棄及び扶養懈怠、非嫡出子扶養、親子関係一般、少年非行・非行要扶助・放任に対する原因供与、児童の監護ならびに扶助、児童の訪問、認知、人身保護関係事件、養子縁組、離婚、別居手当、離婚扶助料請求、暴行、婚姻の同意と取消）は如何なる根拠によるか、また失跡、禁治産、戸籍、相続問題等については、アメリカでは何故家庭裁判所の管轄とされないのか検討する必要があると思われる。